

13-2 みやこ町立犀川中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめに対する基本定な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応を行う。

けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。

2 校内いじめ問題対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

本校のいじめ問題対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年代表、養護教諭、当該生徒の担任とし、必要に応じて、SC、SSWの参加を求める。

(2) 委員会の運営

通常は、当該生徒の担任を除くメンバーで月1回情報交換を行う。緊急時には当該生徒の担任を含めいじめの内容・背景・指導計画等の共通認識をもって対応に当たる。

3 いじめの未然防止、早期発見対応・対処

(1) いじめの未然防止

- ①各教科：「できた・わかった」が実感できる授業の実践に努め、生徒一人一人の能力の伸長を目指し、自己指導能力を培う。
- ②道徳科：発問や表現物を工夫し、教師と生徒が共に生き方を語り合う授業に努め、道徳性の育成を図る。
- ③特別活動：安心で安全な学校生活を基盤として、集団の一員として望ましい態度を養う。生徒会活動への生徒の自主的な取り組みを通して、自己指導能力を身につけさせる。

(2) いじめの早期発見

- ①いじめに特化したアンケートの月1回の実施
- ②いじめに特化した無記名アンケートの学期に1回、年3回の実施
- ③不登校予防診断チェックや学校生活・環境多面的調査を積極的に活用
- ④教育相談週間の設定（学期に1回）
- ⑤相談ポストの設置及び活用
- ⑥「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」を活用し、家庭と連携した早期発見の取組
- ⑦SC・SSW等外部専門家を活用した事例研究等の研修会の取組

(3) 対応・対処

校内いじめ問題対策委員会で検討し、適切に対応にあたる。

少なくとも3ヶ月はいじめに係る行為が止んでいること、また、生徒や保護者への面談などを行い、心身の苦痛を感じていないことを確認し、解消とする。

4 教職員等への研修

生徒理解やいじめ防止に向けた校内研修会や郊外・外部機関の研修に参加することにより、いじめの未然防止に関する知識や資質・能力の向上を図る。

5 関係機関との連携

必要に応じて、関係機関との連携を図る。

みやこ町いじめ問題対策連絡協議会、みやこ町教育相談ネットワーク会議、京築地区教育相談ネットワーク会議、みやこ町教育委員会、みやこ町社会福祉協議会、京築教育事務所、スクールカウンセラー、児童相談所、警察署、保健福祉事務所等、状況に応じて、関係機関と連携

6 報告体制について

生徒・保護者との信頼関係を築き、連絡を受けた（発見した）職員が生徒指導担当に報告。生徒指導担当が生徒指導主事、管理職に報告。管理職が関係諸機関に連絡。

7 教育相談体制の整備

- ・いじめチェックシート、心のアンケートなどの結果をもとに学級担任による教育相談を実施し、児童生徒の一人一人の理解に努める。
- ・子どもホットライン24など相談窓口の周知を行う。

8 保護者・地域等への働きかけについて

- ・「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」の配布、インターネットを通して行われるいじめに関する内容の周知
- ・学校の「いじめ防止基本方針」を年度当初、児童生徒・保護者に周知、ホームページ等で公開
- ・PTAや地域の関係団体等との連携を図るとともに趣旨及び法に基づく対応に関する広報啓発

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条において、重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されている。

(2) 対処

- ①重大事態が発生した旨をみやこ町教育委員会に速やかに報告する
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を速やかに設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。